

リビング 配布スタッフ ガイドブック



株式会社 **リビングポスティング熊本**

お取り扱いには充分ご注意ください。 コピー不可

はじめに

✿ リビングポスティング熊本とは

熊本で発行している「リビング新聞」の配布管理と広告主の情報伝達・販売促進の活動をしています。<「TKUグループ」に属する会社です。>

✿ リビング新聞とは

無料でお届けする「女性のための生活情報紙」です。

✿ リビング配布スタッフ

熊本で発行している「リビング新聞」の配布業務等に携わる方の名称です。
リビング配布スタッフのお仕事は『業務委託契約』になります。
(雇用契約ではありません。)

✿ リビング配布スタッフのお仕事

リビング配布スタッフとして次のようなお仕事があります。

●配布のお仕事

リビング新聞と
折込チラシの配布

リビング新聞以外の
配布（手渡し配布）

外観による
選別配布

全戸配布・
宛名配布等

●配布以外のお仕事

調査・レポート

モニター

店頭サポート活動

読者モデル・レポーター

配布のお仕事

1.リビング新聞と折込チラシ配布

- ・決められた配布日(水・木)を守って、担当地域内に決められた部数のリビング新聞を配布します。
※配布日は水曜日と木曜日の2日間です。必ずこの2日間で配布をして下さい。
- ・アパート、マンション、戸建など毎回同じファミリー向けの住宅へ配布して下さい。
※単身者の住居(ワンルームマンション、独身寮など)や事務所、店舗などへは配布をしないで下さい。
- ・ポストからはみ出さないように、きちんと中へ落とし込んで配布して下さい。
- ・深夜・早朝の辺りが暗い時間帯は避けて、明るい時間帯に配布して下さい。
- ・徒歩または自転車にて配布して下さい。(バイク・自動車は基本的に使用しないで下さい)

<こんなお宅は配布しないで！>

- ・配布をお断りされた住居へは、絶対に配布しないで下さい。
※ご家族、友人に配布を手伝ってもらう時は、配布拒否宅には配布しない事を必ず伝えて下さい。
- ・ポスト内に他のチラシ、広告物などがたまっている場合も配布しないで下さい。
- ・配布をお断りされていなくても、個別のポストに「郵便物以外投函禁止」や「入れたら警察に通報する(訴える)」など、厳しい表現の配布禁止掲示がある場合は、配布を見合せ、会社に報告して下さい。

【悪い例】

- ① ポストや塀の上に**乗せない!**
- ② 門扉などには**はさまない!**
- ③ ポストの中に雨が流れ込む、風で飛ばされないように**飛び出したままにしない!**
- ④ すでに投函されている物が紛失しないように**飛び出たままにしない!**

配布のお仕事

【折込チラシ】

- 折込チラシは基本的にリビング新聞の中に1部ずつ折込んで配布します。
※大きいサイズのチラシに小さいチラシをセットしないで下さい。

基本の 折込配布



チラシを新聞のページとページの間にはさみ込みます。

飛出し チラシ



見出し部分が出た状態ではさみ込んで配布します。

【リビング同配】

- 下記のどちらかの方法で配布します。



チラシを新聞のなかにはさみ込まず、新聞と別々になるように配布します。



新聞をチラシに乗せた状態で折り曲げて配布します。

配布のお仕事

2. リビング新聞・チラシ以外の配布(手渡し配布)



- ◎カタログ・封書(DM)・小冊子・サンプル(試供品)などの配布をお願いする場合があります。
※基本的にリビング新聞へ挟み込まずに配布して下さい。
- ◎ペットフード、食品、日用品などを手渡しで友人へ差し上げるお仕事をお願いする場合があります。

3. 外観による選別配布

住居形態別や、家の外から見て判断できる条件の住宅だけに配布をお願いする場合があります。その場合には会社の指示に従ってください。

《住居形態別選別配布》



- 一戸建住宅選別配布
一戸建住宅のみへの配布。



- 集合住宅選別配布
マンション等の集合住宅のみへの配布。



- 車庫付一戸建住宅選別配布
ガレージ・カーポートなど駐車スペースのある一戸建住宅のみへの配布。

《その他の選別配布》

築年数(例えば10年以上)が判断できる一戸建住宅や高齢者のいる住宅など、外観で選別して配布をお願いする場合があります。

4. 全戸配布・宛名配布

- 配布部数設定があるリビング新聞とは異なり、スポンサーの要望により担当エリア内の住宅全戸にもれなく配布をお願いする場合があります。
〈例〉市の広報紙や選挙公報配布など。
- 担当エリア内で指定されたお宅(指定住所宅)に配布をお願いする場合があります。
〈例〉通販カタログ・会報誌・催事案内封書(DM)など。

配布のお仕事

＊リビング新聞「配布先実態報告」

どのような住宅に何部配布されているかを確認するために「配布先実態報告」をお願いします。
【1年に1回】
(住居形態分類及び報告内容・作業手順等は実施前にご案内いたします。)

＊配布用地図の管理・活用

新築の住宅が建った、老朽化したマンションが取り壊されたなど、住宅環境は常に変化しています。それに伴い、配布先を把握するために配布用地図の更新作業をします。

- 「配布している住宅」と「配布していない住宅」を識別するため
「配布していない住宅」を配布用地図で色分けします。

【理由別】…<見本地図参照>

- 色分けした地図を3部作成します。
 - ①ご本人用…1部
 - ②リーダー用…1部
 - ③会社用…1部です。

配布していない理由	色・記号
犬の放し飼いで配布できない・ポストがない	グリーン
空家・単身者住宅(独身寮・学生アパートなど)	ピンク
新聞部数の不足により配布できない	黄
配布を拒否(辞退)されている	×(赤)
配布を希望されている	□(赤)



※配布地図の取扱い及び保管には十分注意して下さい。(個人情報が含まれている場合があります)

＊グループ編成(リーダー制)

- グループはリビング配布スタッフ、数名単位で編成されています。グループにはリーダーがいます。万一、グループのリビング配布スタッフが配布できない時はできる限り、グループ内で助け合って代配(代行配布)をお願いします。

『リーダー』とは…グループの「まとめ役」であり、リビング配布スタッフの方のお仕事を円滑にすすめていただくために会社とリビング配布スタッフの方々とのパイプ役となっていていただいています。よって会社からの業務連絡・指示・報告はリーダーを通じて行います。

●プロフィールカードの更新

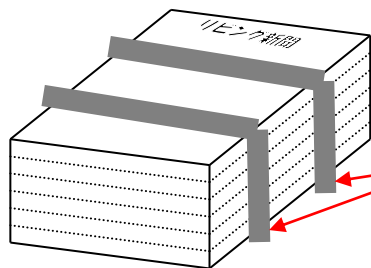
プロフィールデータの更新時にプロフィールカードを再度、ご記入いただくことがあります。

●リビング新聞の配布地域及び部数の変更

住宅環境の変化などによりリビング新聞の配布地域および配布部数を変更する場合があります。

リビング新聞配布に関する1週間のスケジュール

曜日	内容	業務説明／注意事項
月曜日	リーダーからの連絡 (配布物の連絡・指示)	<p>●グループのリーダーさんから今週の配布物について連絡があります。 * 必ず、メモを取りましょう！ *</p> <p>《連絡内容》</p> <p>●新聞のページ数 ●チラシの銘柄・サイズ・紙質・配布料・選別配布の有無など。</p>
火曜日	配送日 (新聞・チラシの配送)	<p>●新聞・チラシ等をご自宅の玄関先までお届けいたします。 ご不在時は、玄関先またはご指定の場所にお届けいたします。 ※お届け時間の指定はできません。ご自宅でお待ちいただく必要はありません。</p> <p>●到着しましたら、予めリーダーより連絡のあった配布物(チラシ)が届いているか、余分な配布物(チラシ)が届いていないかどうか、必ず確認して下さい。</p> <p>●新聞が担当部数通り届いているかどうか、必ず確認して下さい。 (必要な梱包数と端数が届いているかどうかをご確認下さい)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>〈注〉届いている新聞の部数が間違っている、連絡されたチラシが届いていない、違うチラシが届いている、また折込をして過不足があった場合は直ちに会社まで連絡してください。</p> <p>【連絡先:リビングポスティング熊本 096-359-3611】</p> </div> <p>●間違いなければ、新聞にチラシを折込んで、セットしてください。</p>
水曜日 木曜日	配布日 (2日間)	<p>◎配布日(水・木曜日)は必ず守って下さい！ ※一部金曜日になる場合もあります。</p> <p>《配布上の注意事項》</p> <p>★お渡しした「配布地図」をもとに、毎回同じお宅へ配布して下さい。 ★ポストへは新聞が飛び出さないように、奥まで入れて下さい。 ★マンションなどの集合住宅は、指定がない限り「集合ポスト」に配布して下さい。 ★事業所・会社・ワンルームマンション(単身者)には配布しないで下さい。 ★門扉に挟んだり玄関前に置いたりしないように！必ずポストに配布して下さい。</p> <p style="text-align: center;">↓</p>
金曜日	配布終了報告 (夜8時頃までに連絡して下さい)	<p>●配布が終了次第、リーダーさんに必ず「配布終了報告」をしてください。</p> <p>※「配布開始日・開始時間」、「配布終了日・終了時間」をご報告下さい。 ※この終了報告までが配布のお仕事です。お忘れなく！</p>



〈16ページの場合〉
1梱包は300部です
100部ずつ3段積みでの切り返しで結束されています
テープ状の結束ひもで横にふたつ結束しています

切り返しとは
新聞の裁断部と折り部の個所を交互に切り返しています。梱包の側面から見ると、境界が分かりやすく部数計測の目安になります。

リビング新聞		切り返し部数	段積数
4P	600	100	6
8P	300		
12P			3
16P			
20P			
24P			

お 願 い

✿ 業務委託証明書の携帯

- リビング新聞の配布時など、リビング配布スタッフとして活動する際、身分を問われた時のために「業務委託証明書」を発行します。
＜氏名・プロフィールNo. 発行年月日（就業年月日）を記載＞
- お仕事中は必ず携帯して下さい。
- リビング配布スタッフのお仕事を辞める時には必ずご返却いただきますので紛失しないようにご注意願います。

✿ こんな場合はすぐにお知らせ下さい。

お仕事をさせていただく上で、疑問点があったり判断に迷ったりした場合は、自己判断はせず、必ずリーダーもしくは会社に確認するように心がけて下さい。

次のような事が発生した場合は直ちに、リーダーもしくは会社に連絡をし指示を仰いで下さい。

- 病気やケガ、身内の不幸などやむを得ない事情で配布ができなくなった場合。
- 家族・友人等に代配をお願いする場合。
- 配布中に事故・ケガが発生した場合。
- 配布物（新聞・チラシなど）が盗難に遭った場合。
- 配布物（新聞・チラシなど）が部数に過不足が生じた場合。
※配送後すぐに種類・部数の確認をして下さい。
- 配布予定のチラシが届かなかったり、配布予定外のチラシが届いたりした場合。
- 配布中に配布地図を紛失した場合。
- リビング配布スタッフのお仕事を辞める場合。
※1か月前までにリーダーと会社に連絡して下さい。
＜但し、急病等やむを得ない場合は連絡をいただき次第対応します。＞
※できる限り、後任者をご紹介下さい。
※辞退後も開設された「ゆうちょ銀行口座」を2か月間は解約しないようお願いします。
※「業務委託証明書」・「配布用地図」等は必ず返却して下さい。

配布以外のお仕事

「配布以外のお仕事」には、下記のようなお仕事があります。
ご登録いただくお仕事を選んでいただいて、
「リビング配布スタッフ・プロフィールカード」裏面にご記入ください。

✿ 調査・レポート

当社からの依頼に応じて、情報を収集して報告していただくお仕事です。

例：担当エリア内の条件（外観で得られる情報）に当てはまる家（状況）を調べる。

✿ モニター

依頼したテーマや商品・製品について意見・感想をお答えいただくお仕事です。

例：郵送・FAX・携帯電話やパソコンのメールなどで、アンケートに回答する。

食品・日用品・化粧品などを試用して、アンケートに回答する。

✿ 読者モデル・レポーター

お店や施設に出向き、一般消費者として商品を購入したり、情報を報告していただくお仕事です。

例：生活圏内・指定のお店に出向き、当社から指定された商品を購入してくる。

生活圏内・指定のお店に出向き、対象商品の店頭販売状況を観察して報告する。

✿ 店頭サポート活動

ご自身が「読者モデル」として紙面に登場したり「レポーター」として情報提供や取材をするお仕事です。

例：読者モデルとして商品・製品を体験し、リビング新聞の紙面に登場する。

依頼に応じて身近なお店の情報を報告したり取材して結果を報告する。

お仕事中の事故にそなえて

リビングポスティング熊本では、お仕事中の万一のケガ・事故等にそなえて「治療費」等を補助する社内制度を設けています。

✿ リビング配布スタッフ傷害事故治療補助制度

リビング新聞の配布などのお仕事や移動中に発生した本人（代理配布者）のケガ・事故で医師による入院・通院治療が必要な場合に対し治療費補助制度を適用します。

※この制度は傷害保険ではありません。

- 支払対象となる傷害 骨折・捻挫・打撲・噛み傷・切り傷・擦傷・刺し傷など
- 支払対象となる医療機関 病院・個人医院 ※接骨院は適用対象外
- 支払対象外となる傷害 けんしょう炎・ぎっくり腰・鞭打ち症など

※リビング新聞配布などのお仕事が直接の原因と判断できない傷害は、補助金をお支払できない場合があります。

◎適用期間	事故発生日から60日まで
◎通院治療の場合	適用期間内で最長30日までの支払い 補助金：治療費総額の50%を補助いたします ※薬・医療器具代・診断書作成費は適用外となります
◎入院治療の場合	適用期間内で最長30日までの支払い 補助金：入院日数1日につき3,000円

✿ リビング配布スタッフ賠償責任保険制度

リビング新聞の配布などのお仕事や移動中で、物損事故など相手に損害を与えた時のために賠償責任保険に加入しています。

- 自転車同士、自転車と人が衝突して生じた傷害
- 配布先のポストを壊したり、自家用車に傷を付けるなどの物損事故

✿ ご注意ください！

この制度は徒歩または自転車使用によるケガ・事故のみに適用されます。

※バイク・自動車を使用時のケガ・事故には適用できません。

*この制度は「リビング配布スタッフ本人」及び「代理配布者」（事前申請により会社が了承した人）のみが対象となります。

*事故が発生した場合は、事故の大小に関わらず速やかにリーダーもしくは会社まで報告して下さい。（事故日より1週間以上が経過した申請は認められません）

*治療終了後の申請（事故発生日から60日までの適用期間内）においても、治療終了日より2週間以上が経過した申請は認められません。

*自損事故には適用できません。（自転車の損傷・盗難など）

*その他、事故の内容・発生状況により、補助金や保険金がお支払いできない場合があります。